

■令和2年5月1日から新型コロナウイルスの感染症の影響により
国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例手続きが開始されます。

令和2年5月から、新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる
業務の喪失や売上げの減少などにより収入が相当程度まで下がった場合は、
臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民
年金保険料免除の手続きが可能になります。

また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告
の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請
が可能となります。

1. 対象となる方

臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請は、以
下の2点をいずれも満たした方が対象になります。

(1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入
が減少したこと

(2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込み
が、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる
こと

2. 対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料が対象となります。

3. 届出先

各総合支所市民課市民係

4. 申請に必要な書類

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

所得の申立書

《学生の方》

国民年金保険料学生納付特例申請書

所得の申立書

学生証のコピー

詳細は、下記URLから日本年金機構ホームページをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200430.html>